

須崎斎場の指定管理者募集要項

須崎市斎場（以下「斎場」という）の指定管理者の募集を行います。

1. 施設の概要

- (1) 名称 須崎斎場
- (2) 所在地 須崎市池ノ内字船戸970番7
- (3) 供用開始 平成12年9月1日
- (4) 施設内容
 - ① 構造 鉄筋コンクリート造、地上2階（一部3階）建
 - ② 敷地面積 14,456㎡
 - ③ 施設面積 1,697㎡
 - ④ 主要施設 葬儀式場（100人収容）1室、葬儀式場前ホール、告別室2室、火葬炉室（火葬炉4基）使用燃料 灯油、炉前ホール、監視室、収骨室2室、霊安室1室、待合ホール、待合室（和室）3室、事務室、駐車場（約50台分）
- (5) 利用実績

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
火葬	543	563	614
待合室	401	344	496
式場	84	72	68
前日準備	8	4	3
通夜	46	57	56
霊安室	15	13	15

- (6) 燃料、光熱水使用量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
灯油 (ℓ)	20,000.00	21,000.00	24,000.00
電気 (kwh)	151,085	161,928	153,114
水道 (m ³)	299	317	256

2. 応募資格

- (1) 次の要件を満たす法人、その他の団体であること。個人での応募はできません。
 - ① 火葬業務を中心とした斎場の管理運営を円滑に遂行できる能力を有するもの

- ② 高知県内での火葬業務の実績が過去に1年以上あり、火葬炉施設を安全かつ円滑に運転管理できるもの
 - ③ 須崎市又は津野町内に一年以上事務所、営業所等を有するもの。又は、一年以内に設置予定のもの
- (2) 法人等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）又は、それらの代表者が次のいずれかに該当しないこと。
- ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により事務組合構成市町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - ⑤ 国税、地方税を滞納している者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員及びそれらの利益となる活動を行う者

3. 応募の際に提出する書類

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式1号）
- (2) 資格を有していることを証する書類
 - ① 法人にあつては登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
 - ② 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ③ 団体の概要書（別記様式2号）
 - ④ 国税及び地方税の納税証明書
 - ⑤ 須崎斎場の指定管理者の指定申請に係る申立書（別記様式3号）
 - ⑥ 役員の名簿及び履歴書
- (3) 須崎斎場事業計画書（別記様式4号）
- (4) 須崎斎場の管理運営に関する収支予算書（別記様式5号）
- (5) 指定申請書を提出する日の属する年度の事業計画書及び収支予算書、並びに前事業年度の財務諸表又は事業報告書及び収支決算書
- (6) 団体の設立趣旨及び事業内容のパンフレット等申請団体の活動概要を示す書類

4. 応募の手続

指定管理者の指定を受けようとする団体は、上記3の書類を提出してください。

- (1) 提出期間
令和5年8月8日（火）から令和5年8月18日（金）まで（郵送可）
（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

- (2) 提出部数
正本1部、副本6部（副本は複写可）
- (3) 提出先
7ページの「17. 問い合わせ先」のとおりです。
- (4) 留意事項
 - ① 申請の撤回、申請書類の修正はできません。（軽微な修正は除く。）
 - ② 提出された書類は返却できません。

5. 指定管理者の審査・選定方法

審査及び選定は、指定管理者選定委員会が行い、書類審査と必要に応じてヒアリングを行います。選定の基準及び方法は、別紙1「須崎斎場指定管理者（候補者）選定審査基準」のとおりです。（ヒアリングを行う場合の日時等は別途通知します。）

6. 管理の基準

(1) 利用時間等

利用時間及び休業日は次のとおりです。

① 利用時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、式場、待合室及び霊安室の使用については、この限りではない。

② 休業日

1月1日とする。

前項の規定にかかわらず、特に高幡広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるとき、又は指定管理者が必要と認める場合であって、予め管理者の許可を得たときは、利用時間を変更し、又は臨時に休業日を設けることができるものとする。

- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (3) 施設整備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - (4) 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。
 - (5) 帳簿を備え、必要事項を記載しこれを保持すること。
- ※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定書で定めます。

7. 業務内容

指定管理者が行う業務の範囲は以下のとおりです。

- (1) 火葬等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他斎場の管理上、管理者が必要と認める業務

※ 具体的な内容は、別紙2「須崎斎場の管理運営に関する仕様書」に記載しています。

8. 自主事業

自主事業は原則できません。

9. 再委託について

指定管理者は、指定を受けて実施する斎場の管理運営業務の全部又はその主たる業務を第三者に再委託することはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ管理者の承諾を得た場合は、再委託することができます。

10. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

11. 使用料及び管理に要する経費

- (1) 利用料金制は採用しないので、利用者から徴収する使用料は、高幡広域市町村圏事務組合（以下「事務組合」という。）の歳入とします。
- (2) 斎場の管理に要する経費は、事務組合から支払う指定管理料によって賄うこととします。指定管理料の額は、収支予算書において提示のあった金額を参考に協議のうえ、予算の範囲内で協定書により定めます。
- (3) 指定管理料は会計年度ごとに支払い、支払いの時期や方法は協定書で定めます。
- (4) 経費の見込み《令和5年度収支計画より》

※一般管理費及び施設運営業務に係る人件費は別途計上してください。

需用費	8,243 千円	・ 消耗品費 400 千円 ・ 燃料費 4,142 千円 ・ 電気料 2,646 千円 ・ 水道料 198 千円 ・ 修繕料 857 千円
役務費	297 千円	・ 通信費 95 千円 ・ 保険料 12 千円 ・ 手数料 190 千円 ランプ 取替手数料、飲用貯水槽減菌清掃、浄化槽法定検査、浄化槽清掃、高所ガラス清掃、揚水ポンプ 保守点検、一般廃棄物処理
委託料	4,064 千円	清掃業務 1,438 千円 空調設備・消防設備点検業務 738 千円 残骨処理業務 70 千円 機械警備業務 180 千円 火葬炉保守点検業務 310 千円

		非常用発電機設備保守点検 50 千円 自動ドア保守点検業務点検 165 千円 水処理装置維持管理費 620 千円 自家用工作物保安全管理業務 199 千円 ダイオキシン類測定分析業務 250 千円 灯油地下タンク及び埋設管点検 44 千円
使用料及び賃借料	127 千円	NHK テレビ受信料、複写機リース料、ケーブルテレビ使用料
税抜き計	12,731 千円	

12. 募集要項の配布及び現地説明会

(1) 募集要項の配布及びホームページ掲載

- ① 配布期間：令和5年6月5日（月）から令和5年7月11日（火）まで
（平日午前8時30分から午後5時15分まで）
- ② 配布場所：7ページの「17. 問い合わせ先」のとおりです。

(2) 現地説明会

現地説明会への参加は必須となります。

- ① 開催日時：令和5年7月20日（木）午前10時から（約1時間30分）
- ② 開催場所：須崎斎場
- ③ 参加人数：2名以内とします。
- ④ 参加するには事前の申込が必要です。

参加申込期限：令和5年7月11日（火）正午まで

参加申込方法：ファックス又は電子メールにて参加申込書を提出してください。

申込書の様式は定めていませんが、「団体の名称」「所在地」「連絡先」「代表者名」「参加人数」を明示してお申し込みください。

- ⑤ 申込先：7ページの「17. 問い合わせ先」のとおりです。

13. 募集に関する質疑

- (1) 受付期間：令和5年7月21日（金）から令和5年7月27日（木）午後5時15分（必着）
- (2) 受付方法：ファックス又は電子メールにて「別記様式6号 質問書」を提出してください。
質疑がない場合もその旨提出願います。
- (3) 提出先：7ページの「17. 問い合わせ先」のとおりです。
- (4) 回答期間：令和5年8月2日（水）
- (5) 回答方法：ファックス又は電子メールで質問者全員に回答

14. 指定管理業務の継続が困難になった場合の措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合には、管理者は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。この場合において、事務組合に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

(2) 不可抗力による場合

不可抗力等、事務組合及び指定管理者の責めに帰することができない理由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

協議の結果事業の継続が困難と判断した場合には、事務組合は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

15. その他

(1) 失格となる事項

応募団体が次の事項に該当した場合には、失格となることがあります。

- ① 募集要項の内容を遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 本件募集に関して、選定委員会委員への接触を行った場合

(2) 選定結果の通知について

指定管理者の選定結果は、すべての申請者に対して通知します。

(3) 指定手続きについて

指定管理者は、高幡広域市町村圏事務組合議会の議決を経て指定されることとなりますので、議決後速やかに通知します。

(4) 協定の締結

事務組合と指定管理者は、業務の実施等に関し、細目的事項について協議のうえ、斎場の管理運営に関し協定を締結します。

(5) 業務関連の保険の加入について

① 第三者の損害

施設賠償責任保険等、適切な保険に加入してください。

② 施設及び設備の損害

指定管理者の故意又は過失により生ずる賠償責任に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入してください。

16. 添付資料・様式

(1) 添付資料

- ① 須崎斎場指定管理者（候補者）選定審査基準（別紙1）
- ② 須崎斎場の管理運営に関する仕様書（別紙2）

③ 須崎斎場の指定管理に係るリスク分担表（別紙3）

④ 貸与備品等一覧（別表）

（2）添付様式

① 須崎斎場の指定管理者指定申請書（別記様式1号）

② 団体の概要書（別記様式2号）

③ 須崎斎場の指定管理者の指定申請に係る申立書（別記様式3号）

④ 須崎斎場事業計画書（別記様式4号）

⑤ 須崎斎場の管理運営に関する収支予算書（別記様式5号）

⑥ 須崎斎場の指定管理者募集要項等に関する質問書（別記様式6号）

17. 問い合わせ先

斎場の指定管理者募集に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。

高幡広域市町村圏事務組合

〒785-0031 須崎市山手町1番7号

電 話 0889-42-9311

FAX 0889-42-9740

<https://kobankoiki.com>

E-mail mizukoban@md.picara.ne.jp